

平成30年 第2回
教育委員会定例会会議録

平成30年2月13日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2490号
平成30年第2回定例会

日 時 平成30年2月13日(火) 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	青 木 康 平
	教育長職務代理者	小 島 洋 祐
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	田 谷 克 裕
	委 員	薩 田 知 子

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	新 宮 弘 章
	庶 務 課 長	中 島 博 子
	教育政策担当課長	藤 原 仙 昌
	学 務 課 長	山 本 隆 司
	学校施設整備担当課長	瀧 澤 真 一
	生涯学習推進課長	増 田 玲 子
	図書・文化財課長	佐々木 貴 浩
	指 導 室 長	松 田 芳 明

「書 記」	庶務課庶務係長	佐 京 良 江
	庶務課庶務係	中 村 直 人

「議題等」

日程第1 請願又は陳情

- 1 港区の教科書展示会の運営に関する請願

日程第2 審議事項

- 1 港区奨学資金貸付金返還金の債権放棄について
- 2 麻布小学校・六本木中学校における日本語学級の新たな設置について
- 3 平成30年度港区立図書館の特別整理のための休館及び高輪図書館の臨時休館について
- 4 教育管理職の任命内申について
- 5 港区立幼稚園教育職員の人事について

日程第3 協議事項

- 1 港区学校情報化アクションプラン（案）について
- 2 港区学校教育推進計画（案）について
- 3 港区幼児教育振興アクションプログラム（案）について
- 4 港区生涯学習推進計画（案）について
- 5 港区スポーツ推進計画（案）について
- 6 港区図書館サービス推進計画（案）について
- 7 港区子ども読書活動推進計画（案）について
- 8 港区立幼稚園の園長及び教員としての資質向上に関する指標の策定について

日程第4 教育長報告事項

- 1 幼児・児童・生徒の事故発生状況について
- 2 平成29年度秋の通学路点検の実施状況について
- 3 港区スポーツセンタープールの休止について
- 4 平成29年度卒業式・修了式「お祝いの言葉」について
- 5 後援名義等の1月使用承認について
- 6 生涯学習推進課の1月事業実績について
- 7 生涯学習推進課の1月の各事業別利用状況について
- 8 図書館・郷土資料館の1月行事实績について
- 9 図書館の1月利用実績について

「開会」

○教育長 皆さん、おはようございます。ただいまから平成30年第2回港区教育委員会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、小島委員にお願いいたします。

日程第1 請願又は陳情

1 港区の教科書展示会の運営に関する請願

○教育長 日程第1「請願又は陳情」に入ります。教育委員会資料ナンバー1「港区の教科書展示会の運営に関する請願」が提出されております。本日は請願代表者から趣旨説明の申し出がありましたのでお受けしたいと思っております。

それでは、「港区の教科書展示会の運営に関する請願」の代表の方は請願者席にお越しくください。

それでは、請願を書記に朗読してもらいます。

○書記 港区の教科書展示会の運営に関する請願書。

日頃より港区の教育発展の向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。さて、2018年度の教科書採択に関する教科書展示会の運営について、次の事項にご配慮いただきたく請願いたします。

請願事項

1. 教科書展示会の会場を増やしてください。教科書センター（教育センター）1か所のみでは地理的偏りができるので、赤坂・麻布、芝浦・港南地区への増設を望みます。
2. より多くの区民が閲覧できるように
 - ①教科書展示会の会期を延ばしてください。
 - ②平日以外に閲覧できる日を設けてください。平日に限定されると、参加できない区民が出てまいります。
 - ③開館時間を延長してください。例えば、ある曜日は1～2時間開館時刻を繰り下げるなどの措置を望みます。
3. 有料でもコピー・サービスが受けられれば、参加者の利便性が増すので、検討してください。

請願理由

道徳の教科化、新学習指導要領で教育の目的や内容がどう変わるか、保護者のみならず、一般の区民も学校教育への関心が高まっているこの時期、教科書展示会の利便性を高める必要があると思料いたします。

以上です。

○教育長 朗読は終わりました。それでは、請願代表者の桜田栄一様から請願の趣旨説明をお願いいたします。

○請願代表者 皆さん、おはようございます。最後に書いてあるように「港区の教育を考える会」ということで、今までは主として教科書の採択を中心に色々取り組んでまいりました。それでほぼ毎年のように、教科書の採択時期に合わせて請願をお願いしてまいった団体の世話人を私がしております。

今回は教科書の内容ということではなくて、その前の段階といいますか、展示会の運営についてほかの区の例などを見聞きたり、それから区内の人たちの意見を聞きながら、もう少し改善できる点があるのではないかと考えて今回請願をお願いする次第です。

主に三つあるわけですが、一つは会場を増やしてほしいということで、今の現在の教科書センター1カ所だけでは、港区内の全体を考えると、地理的に偏っていると思いますので、そこに書いてあるのは例えばですけども、赤坂・麻布地区とかそれから芝浦・港南地区とか、そういう方面への増設ができないものか検討していただきたいということです。

それから2番は、もうちょっと細かい話になりますけれども三つありまして、教科書展示会の会期を延ばしてくださいと。本区では法定展示会よりも私の印象では会期が長いような気がして、その点ではありがたいと思っておりますが、さらに延長できる可能性があるかどうかということも1番目をお願いしました。

それから私は教科書展示会に、今年度ですか、夏頃に何回も行ったのですが、正直言って参会者が、参加者というのか、余り多いという程ではなかったように思うのです。で、区民の人なんかの話を聞いたりしますと「なかなか平日だと行けないのだよね」という反応が返ってきたりして、それも一応考慮していただけたらありがたいのではないかと考えて、2番に平日以外に閲覧できる日を設けてくださいということで、色々な人的措置や予算的措置が必要だと思いますけれども、これも検討していただけたらありがたいと思います。

それから今度は開館中の時刻の問題ですけども、どこかで働いているとなかなか5時までには行けないとかそういう話も聞いたりしますので、あえて毎日とは申し上げませんが、例えばある曜日は6時ぐらいまでやるとか、そういうことも検討していただけたらありがたいと考えました。

それから最後はコピー・サービスが受けられれば大変ありがたいなと思って、私は実は虎ノ門まで行って文科省の展示会にも何回か参加しているのですが、そこではコピー・サービスが受けられるのです。で、コピー・サービスが受けられないと、例えば気になる記述やなんか全部手書きでメモするとなると、これはかなりの労力を要するし、それだけでかなりの時間がとられてしまうので、これももちろんただとは申しませんが、全部の場所に配置するのは困難だったら教科書センターに限って、それをやってみようということになったら大変ありがたいと思います。

学校教育への関心というのがやっぱり保護者だけではなくて、一般の区民の方にも結構関心が高

まっているようなことが、色々な機会に目にし、耳にもしますので、そういうことを色々考えて、我々は区民の参加への利便性が高まることを期待したいと思います。教育委員の皆様にはこういう、これを含めて、さまざまな教育課題について一層前向きに取り組んでいただくことをお願いして陳述を終わります。ありがとうございます。

○教育長 ありがとうございます。請願代表者の方にご質問等ございましたらお願いいたします。

○小島委員 桜田代表世話人は教科書採択の前に毎度おいでいただいているので、本日の請願の趣旨もよく理解できますので、特に質問ということではないのですが、ただ区民の方が区として、教育委員会としてどういう教科書を採択するかということは非常に大事で、関心の高い事柄です。区民の方々が教科書を見る機会がより広く、多く与えられるようにという趣旨は我々もよく理解できますので、請願の趣旨はよく分かります。ただ物理的に場所的なものとか、人員を配置する問題とか、あと教科書自体の数がそういっぱい来ているわけでもないというようなさまざまな事情がありますので、そこら辺をまたよく検討して、なるべく請願の趣旨に沿った方向で取り扱いたいと思っておりますのでよろしくお願いいたしたいと思います。

○請願代表者 ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○小島委員 コピー・サービスの件ですが著作権とか色々なことで問題にならないのですか。文科省では自由にコピーできるということですか。

○請願代表者 そこにいる担当の方に申し出ればコピーさせていただける。枚数の制限はありますけれども、ただ文科省の場合は無料なのです、確か100枚まで。

○小島委員 我々は採択するまでは中身は絶対口外してはいけないとか色々な制約の中でやっているものですから、コピーしてもいいのかなというような疑問もありますが、文科省がやっていいと言うならね。

○指導室長 教育長、よろしいでしょうか。今著作権関係で調べているのですがけれども、教科書のあるまとまりの半分までは、半分以下であればオーケーというところは今分かっている情報です。ですので、その場合にどのように管理していくか、同じ人が片方半分ずつを2回やったら全部になってしまうので、それをどのように制限するかということが大きな課題になっています。

教科書会社によっては教科書会社の持っている著作物だけでつくっているものと、ほかに著作権を持っていて借りている場合があるので、個別の教科書会社に申請が必要になる可能性があります。そうしますとその場でとれるということはなくなってしまうので、事前申請が必要であるなどそのような制度的なところについて調査が必要かというところで、そこまでしか今分かっておりません。

○小島委員 著作権の問題がありますよね。

○教育長 一方において文科省の考え方があります。

○指導室長 どういう制限を文科省がかけているのかがちょっと不明です。

○教育長 それも確認して、その上での対応ということになると思います。

○請願代表者 ちょっと一言いいですか。もう教科書展示会に出しているということは、全ての人

の目にオープンになるということですよね。ですから、全ての人が見ることができるから、それが今室長さんがおっしゃった、どういう範囲になるのかそこまでは細かく存じ上げませんが、展示会に出した以上はオープンになっているということで、ある制限のもとでコピー可ということにしたのではないかと私は理解していて、私自身もコピーを受けてきました。

○指導室長 ただ文科省ではなくて、我々が調べたのは教科書の著作の方の団体の方のところで調べているものなので、そこの中で言われていることを申し上げました。実際に文科省がどのようにやっているかということについて我々は知りませんので、それも調べた上で、可能な範囲で対応法について検討したいと思っております。

○請願代表者 お願いします。

○教育長 いずれにしても文科省含めて確認した上で対応したいと思います。

○請願代表者 ありがとうございます。

○教育長 そのほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この案件は以上とさせていただきます。教科書採択に当たりましては、港区教育委員会として文部科学省、それから東京都の教科用図書の採択方針を参考に、広く区民の方々が閲覧できるように、先程請願でありましたけれども展示会の開催場所、それから期間等工夫してまいります。その上で港区教育委員会は適切に教科書の採択を行ってまいります。請願者の方、ありがとうございました。

○請願代表者 どうもありがとうございました。

日程第2 審議事項

1 港区奨学資金貸付金返還金の債権放棄について

○教育長 それでは、日程第2、審議事項に入ります。議案第4号「港区奨学資金貸付金返還金の債権放棄について」説明をお願いします。

○庶務課長 では本日付議案資料ナンバー1、議案第4号「港区奨学資金貸付金返還金の債権放棄について」ご説明をさせていただきます。

本件は去る1月23日に当委員会臨時会におきまして、債権委員会への付議についてご協議をいただき、ご了承を得て、2月6日の港区債権管理委員会に付議いたしまして、放棄することが了承されましたので、改めて当委員会で放棄についてご審議いただくものでございます。

放棄する案件、債権は1976年から1979年にかけての貸付期間としておりまして、貸付総額は258,000円となっております。1979年12月から2005年の12月までの期間に一部返還がございましたけれども、111,000円が未返還額となっております。2015年12月31日に時効となりまして、条例第13条の7号に該当するため今回放棄することが了承されました。

なお、本人の所在それから保証人等につきましても調査をいたしましたけれども、本人の所在は現地調査のところ不明となっております。また保証人も既に死亡している状況でございます。

当委員会で本件が了承されましたら29年度中に不納欠損処理を行う予定でございます。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは採決に入ります。議案第4号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第4号については原案どおり可決することに決定いたしました。

2 麻布小学校・六本木中学校における日本語学級の新たな設置について

○教育長 次に、議案第5号「麻布小学校・六本木中学校における日本語学級の新たな設置について」説明をお願いいたします。

○教育政策担当課長 それでは、議案第5号「麻布小学校・六本木中学校における日本語学級の新たな設置について」こちらについてご説明させていただきます。本日付教育委員会議案資料ナンバー2、こちらを1枚おめくりいただきまして、説明させていただきます。

まず「審議内容」ということですが、現在筈小学校に設置している日本語学級につきまして、平成30年度から麻布小学校・六本木中学校においても新たに設置するというご示しをさせていただきます。

項番1「経緯」ということですが、本件に関しましては昨年度中からの教育委員会の方でもご議論いただいております。昨年5月23日の教育委員会において麻布小学校に1学級、六本木中学校に2学級設置するというご協議をさせていただきまして、これを踏まえまして東京都と協議を進めていたという状況です。このたび日本語学級の教員の配置に関しまして、東京都の方から配置できるというような見通し、連絡が来ましたので、今回議案としてご提出をさせていただくというものでございます。

項番2「新たに設置する日本語学級について」ということですが、下の表をご覧ください。

設置時期につきましては、いずれも平成30年4月1日。

教員の配置ということですが、下から二つ目の升です。1学級プラス1名ということになりますので、まず麻布小学校が2名で六本木中学校が3名ということになります。

一番下、備考のところでございます。小学校の日本語学級につきましては、他校から通級する場合には「保護者の送迎が必要」と、中学校につきましては「保護者の送迎は不要」ということになってございます。

それでは裏面の方をご覧ください。項番3「今後のスケジュール」ということですが、

本日ご決定いただきましたら、あと各学校の方から必要な児童数の集計をしまして、名簿とともに東京都の方に正式に申請をするということになります。3月に入りましたらそれぞれ、麻布小学校ですとか六本木中学校で保護者会の方で周知、区民文教委員会の方へも報告をいたします。4月

1日から開設という順番で考えてございます。

最後にもう1枚おめくりいただきますと、参考資料ということで日本語学級の制度の概要ということになってございます。下の方で現在は箕小学校に設置されていますけれども、下の項番2、箕小学校の方では今43人ということで、箕小学校児童25、他校児童18というようなことで、やっております。

説明は以上でございます。

○**教育長** 説明は終わりました。ご質問ご意見ございますでしょうか。

私の方から、2ページ目のスケジュールのところ、3月に、麻布小学校と六本木中学校保護者会で周知という記載がありますが、「周知」の内容はどういうことですか。広くこの学校に日本語学級を設置しますということなのか、それとも各校在校の子どもたちの保護者に向けての説明ということなのでしょうか。

○**教育政策担当課長** ご指摘のとおり学校内全体、保護者の皆様全体に日本語学級ができますということを周知するというところが目的ということになります。

○**教育長** そうすると、日本語学級に入りたいという子どもへの周知はどうするのですか。

○**教育政策担当課長** 説明の中で特に具体的に触れてはいなかったのですが、実際に該当する、つまりは学校が把握しておりますので、日本語が得意でないというか、そういう日本語の特別な指導が必要な子どもというのは学校の方で把握しておりますので、個別にその辺の周知は行っておりまして、そこで通級するというようなところのマッチングといいますか、そういったものは個別に先んじて行っておりますので、必要とするというか希望する児童に関しましては、そういう形で事前にその意向をとりながら、名簿を作成しているというような状況でございます。

あくまで一般の、今回の保護者会での周知は一般のといいますか、その他の保護者の皆様に対しても改めて、この日本語学級が校内にできますというようなことを周知ということを中心にやっております。

○**教育長** そうであれば、この周知のところにそれを書いておいた方がいいと思うのと、それから日本語学級に入るであろう子どもの保護者には個別連絡するということですか。そうすると、そうではない子、つまり日本語学級がここにできるのなら入ろうという子どもの保護者にはどうするのですか。

○**教育政策担当課長** 日本語学級ができるのなら入ろうという、子どもに対しては、6年生に関しましては今回新たに六本木中学校に日本語学級ができるというようなことになりますので、小学6年生に関しましては、また学校を通じてということにしたのですけれども、事前にこういう日本語学級というのが六本木中学校にできますので、というのを事前に周知をしまして、場合によってはそれによって、中学校の選択というのに影響が出るというような可能性もありますので、そういったことで事前に周知をしたという状況でございます。

○**教育長** それは既に中学校の日本語学級に行くという子どもです。それ以外の子どもについてはどうするのかということですか。

○**指導室長** 全ての小学校6年生に対し1月31日付学務課長と校長名連名で、このような学級ができるということについては、全港区の小学生には周知してあります。それから3月の保護者会においては当然のことながら、その当該校の生徒ではない者が出入りするようになるので、それについてどこを使って出入りするのですよとかこの教室使うのですよと、細かなことについて3月周知するという二段構えでやっております。以上でございます。

○**教育長** そうすると、小学校に入る子についてはどうするのですか。

○**指導室長** 小学校へ入る子どもにつきましては、現段階では筈小学校があるということで周知されているのと、今のところ麻布小学校については周知をしていないというのが現状でございます。

○**教育長** 今はやっていないのは分かるのだけど、これから先どうするかということです。

○**指導室長** 中学校においては、標準服等の準備をしなければならないため、早めの周知をしないと色々なことが起こります。小学校においてはこれからでも間に合うということで、中学校のみ急いで1月31日に間に合わせたというのが現状です。

○**教育長** 新小学校1年生に対して広く周知すべきではないかと思います。こういう取組をしているのに知らなかったというのが一番、残念なことです。

○**教育政策担当課長** 適切な方法で周知させていただきます。

○**小島委員** 麻布小学校と六本木中学校の保護者会に周知した内容と、今教育長のおっしゃった内容は、周知の内容が異なりますので、やはり、全体の小・中学生にこういう日本語学級ができましたと早く徹底してやってもらいたいと思います。

それからあと1点お聞きしますが、小学校の場合は筈小学校と麻布小学校にできるわけですが、どちらに行きたいかというのは、応募の際に自由に決められるのですか。両校の人数調整はどのようになるのですか。

○**教育政策担当課長** 実際には各学校に取りまとめを依頼し、それぞれ各学校から名簿を出していただくというような状況になります。できるだけ在籍している学校に入れて、他校に通うという必要がないようになるのが理想的ではあるので、特に小学校ですと保護者の同伴が必要になりますので、できるだけ在籍している学校でというようなところを基本に、あとは実際に学級の規模というところが1クラス20人程度を想定しておりますので、その辺の規模を踏まえて最終的には調整ということになるかと思います。

○**小島委員** 在籍している学校にというのが、港区全体の小・中学校の生徒で日本語学級に通ってもらわなければならない人が集まるのでしょから、なるべく在籍では少しおかしいのではないですか。小学校の場合は、どちらに希望するかというのは聞くのですか。

○**教育政策担当課長** あと学校2校ありますので、お子様が通いやすいそれぞれ希望するところを人数に配慮して適切に振り分けていきたいと思います。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは議案第5号について採決に入ります。議案第5号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第5号については原案どおり可決することに決定いたしました。

3 平成30年度港区立図書館の特別整理のための休館及び高輪図書館の臨時休館について

○教育長 次に、議案第6号「平成30年度港区立図書館の特別整理のための休館及び高輪図書館の臨時休館について」説明をお願いいたします。

○図書・文化財課長 ただいま議題となりました議案第6号「平成30年度港区立図書館の特別整理のための休館及び高輪図書館の臨時休館について」本日付議案資料ナンバー3に基づきましてご説明をさせていただきます。

議案内容でございますけれども、港区立図書館条例第4条の規定に基づきまして、特別整理のための休館及び高輪図書館の臨時休館を行うということで予定をしております。

特別整理のための休館日と臨時休館日でございますけれども、特別整理のための休館日につきましては、対象施設は全区立図書館を対象としまして、各図書館が順次休館をできるように予定をしております。

1枚おめくりいただきましてA3の横の資料をご覧くださいと思います。左に図書館と書いてございまして、上の方には期日を書いてございまして、ほかの図書館とかぶらないような形で日程を調整をさせていただいているところでございます。期間と日数につきましては下のA3の方に記載のとおりでございます。

続きまして臨時休館日でございます。こちらは対象図書館につきましては高輪図書館になってございます。

この3日間につきましては、各々消防設備の点検であったり、電気設備法定点検、空調機点検ということで予定をしているところでございます。

飛ばしましたが、理由は、(1)番の「特別整理のための休館日」につきましては、蔵書資料と電算データの照合であったり不明図書の調査、もしくはまた修繕であったり工事の日程ということを鑑みまして理由としてございます。

高輪図書館の臨時休館日につきましては裏面を見てくださいと、消防設備点検、電気設備法定点検、空調機点検にあわせまして定期清掃を入れるということで、高輪コミュニティぶらざ内の点検等に全て調整した上で休館日を予定しているものでございます。

告示日につきましては3番に記載のとおりでございます。

利用者への周知方法につきましては記載のとおりでございます。

甚だ簡単でございますけれども説明は以上になります。ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくをお願いいたします。

○教育長 説明終わりました。ご質問ご意見お願いします。

よろしいですか。

それでは採決に入ります。議案第6号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第6号については原案どおり可決することに決定いたしました。

4 教育管理職の任命内申について

5 港区幼稚園教育職員の人事について

○教育長 次に、議案第7号「教育管理職の任命内申について」及び議案第8号「港区幼稚園教育職員の人事について」は、人事に関する案件のため非公開としたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、港区教育委員会会議規則第13条第2項に基づき非公開いたします。

(非公開審議)

日程第3 協議事項

1 港区学校情報化アクションプラン(案)について

○教育長 では、日程第3協議事項に入ります。「港区学校情報化アクションプラン(案)について」説明をお願いします。

○庶務課長 では、教育委員会資料ナンバー2「学校情報化アクションプラン」についてご説明させていただきます。

資料は計画の案、原本がございます。その後2-2で区民の意見、2-3で教員の意見、2-4で素案からの修正の一覧となっております。

本計画の素案につきましては区民意見について1月13日の教育委員会でご報告をさせていただきました。その後それぞれの意見について、区としての対応を整理いたしましたので、本日も協議をお願いするものでございます。

まず資料ナンバーの2-2でございますけれども、こちらに区民意見、電子メールで寄せていただきました3人の方から5件の意見をいただいております。

意見に対します対応区分につきましては「意見の反映状況」のところに記載をさせていただいております。まず1番の「意見を反映し、計画素案を修正したもの」が1件、2番と3番はございませんで、4番の「意見の内容が対応不可能なもの」については2件、5番の「区政に対する意見・要望、質問として受けたもの」については2件、計5件でございます。

おめくりいただきまして、まず区民意見でございます。1番目の成果指標の部分で『わかりやすい』率ではなく、理解度確認テストなど定量的に評価する目標にはできないか」というご意見につきましては、区として対応状況としては内容が対応が不可能なものとして捉えておりますけれども、

I C Tを活用した授業が学力の向上に寄与したということを相関的に確認するのが難しいことから、I C Tを活用した授業の児童・生徒から見た分かりやすさを指標としているものでございます。

2番目でございます。プログラミング教育について必修化される2020年と同時期でスケジュールが展開されることに混乱はしないのかということ、そしてまたプログラミング教育格差を発生させないための必修化の2020年までに完了すべきではないかというご意見でございます。こちらについては、プログラミング教育が2020年を待たずにパイロット校を指定して取り組みを推進していきますし、現場が混乱することのないように早い段階から準備を進めていることを重要と考えております。またプログラミング教育については、既に配置されているタブレット端末やコンピュータを用いて実施が可能と考えておりますので、この1人1台の配備につきましては企業と連携し、システムやソフトの開発を行い、モデル校を中心にその効果を検証して着実に展開していくと考えております。対応状況につきましては区民の意見が対応不可能な区分としてございます。

3番につきましては、タブレット端末等のI C T機器を導入されることで教員の負担感が増すことがないようにサポートをしっかりとしてもらいたいというご意見でございます。こちらにも基本方針の中にも教員のI C T活用をサポートしていく旨を明示しておりまして、活用能力に応じた教員向けの研修の充実や活用事例の収集・共有等を、I C T機器の導入に合わせて支援員を追加配置し、取り組んでいくこととしておりまして、1番の「意見を反映し、計画素案を修正したもの」としてございます。

4番、5番につきましては、情報セキュリティの体制の強化であるとか、コピー・プリンター等の複数メーカーの混在等の環境的な契約的部分のご意見でございました。こちらについては区政に対する意見と受けとめまして5番とさせていただいているところでございます。

次に資料ナンバー2-3でございますがこちらは教員の意見でございます。教員の意見につきましては区民意見と同様に、教員から各学校単位で意見を寄せていただいたものです。

意見は9校からございまして全部で13件となっております。

対応区分といたしましては「区政に対する意見・要望、質問として受けたもの」として13件全て5として対応してございます。

いくつかご紹介をさせていただきたいと思います。

まずプログラミング教育については基本ラインを設定すること、また中学校においても引き継ぐということでは、どの程度まで小学校の中で学習させるのか設定してもらいたいというようなご意見がございました。こちらについてはパイロット校を指定し研究を進めていくことで、その研究成果等から区としての基本的な方針を検討してまいります。

モラル教育については、今後情報化活用能力と並行しまして発達段階に応じた指導を行ってまいります。また子どもサミット等を活用いたしまして、テーマを設定し学校外の取り組みも充実させていくこととしております。

I C T活用の推進については個別学習ができるソフトを区として入れるべき、そのことによって教師の仕事の能率向上にもつながっていくのではないかとご意見でございましたので、こちら

もインターネットにつながる学習端末と切り離して運用いたしますけれども、成績情報等、現在も機微な個人情報を保管するサーバーを運用してございます。今後も「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に沿った形で可能な方法を研究していくとしてございます。

4番目のタブレット端末の追加配備につきましては、もう少し増やしてほしい、また使いやすいタブレット端末の導入が必要というご意見でございましたので、できるだけ統一した機種をそろえていながら、モデル校において1人1台の効果を十分に検証し配備台数を増やしていくこととしてございます。

電子黒板の追加配備等につきましても同様でございまして、中学校での配備となりますけれども、28年度に中学校長会と調整し、置き型のプロジェクタータイプで統一することとなっています。

教科指導用電子教材の充実等につきましても、デジタル教科書等の活用に時間がかかる点について、ICT支援員を活用して調整をしていきたいと考えてございます。

おめくりいただきまして7番目でございます。ICT活用事例の収集・共有については、港区に限定せずより多くの事例を確認できるようにしてほしいということでもございましたので、ICT支援員やその他事業者に協力してもらいながら他区市の情報収集に努めていくということ。

また8番目のICT研修の充実についても、授業中のトラブルに対するアプローチも含めて教員の研修が必要であるということで、こちらについてもICT支援員が不在の場合であっても教員自身で対処できるように、研修等においてトラブル事例を紹介し共有してまいりますとしてございます。

ICT支援員の活用は来校日を増やすということでもございますが、こちらの方も増やす予定でございまして。

校務支援システムの活用促進については機能性、それから幼稚園への導入等の促進ということをご意見としていただいております。こちら現場の声を踏まえて、システム保守業者と改善に向けて調整をしておりますということでもございます。

テレビ会議システム、また12番のICTを活用したさらなる業務効率化の検討、ネットワーク環境つきましても、既に計画の方に反映させておりますけれども、記載をしておりますので、今後他区の状況や区の方針なども踏まえて検討し、またストレスのない無線LAN環境等を整備していくこととしてございます。

次に資料ナンバー2-4でございますけれども、こちらは素案から修正した内容の一覧となっております。2点でございます。

1点目でございますけれども、当初、国の動向につきましては記載をしておりますが、その後国の方の動向が決定いたしましたので記載をさせていただきます。

平成29年12月に文科省が示した「平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」これからの学習活動を支えるICT環境の整備の考え方について、最終的には1人1台専用の学習用コンピュータの配置を望ましいとしておりますが、当面、全国的な配置状況を踏まえ、3学級に1学級程度の配置を想定することが適当とされましたということで、こちらを記載させていただ

ております。また昨年10月に文科省の方から「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」も公表された旨を記載してございます。

区民意見につきましては、先程申し上げました教員のICT機器等の導入による負担をサポートする部分につきましては、教員のICTサポートを基本方針に明記をしてございます。「ICT機器の導入により教員の負担が増えることがないよう、教員のICT活用をサポートします」と記載をしてございます。

今後のスケジュールでございますけれども、3月5日に庁議で審議をいたしまして、その後13日の教育委員会で改めて審議・決定をしていただく予定でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問ご意見をお願いいたします。

○山内委員 修正内容はこれで結構だと思いますが、教員からの意見というものについては、これはアクションプランにどう反映するかということよりも、現実の学校の支援として、こういう意見に対してどのように対応するかということ、教員からのこの意見を生かしていくということも大切だと思いますので、ぜひこういう意見を色々さらに丁寧に聴取しながら、学校の環境の改善に生かしていただくということを考えていただけたらいいなと思ひながら聞きました。

○庶務課長 今回の教員意見につきましては率直な現場のご意見として受けとめまして、今後の導入、機器の運用等におきまして生かしていきたい、反映させていきたいと考えております。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、この案件については以上とさせていただきます。

2 港区学校教育推進計画（案）について

○教育長 次に、「港区学校教育推進計画（案）について」説明をお願いします。

○教育政策担当課長 それでは、本日付委員会資料ナンバー3、3-2、3-3をご用意してございますけれども、ナンバー3-2を用いてまずご説明をさせていただければと思います。鏡1枚とA3片袖折りの資料、2枚ものの資料になってございます。

まず寄せられた区民意見に対する区の考え方ということでございますが、先日意見の内容につきましてはご報告いたしましたけれども、その反映状況と考え方ですとかそういったものがこの3-2の方で行っております。

鏡の項番2の反映状況ということで、実際には計画の中で趣旨を反映していて修正の必要がないものが1件で、計画に記載はしていないが既存事業で対応しているものが3件で、区政に対する、これについては主に質問ですとか区への要望といったものにつきましてはこれに分類しております、これが6件というようなことで、計10件の分類状況ということになります。

1枚おめくりいただきましてA3片袖折りの内容でございます。まず表面につきましては意見の1から4番まで記載してございますけれども、この辺は主に意見と要望になってございまして、特段これを踏まえて計画を修正するといったものはございませんでした。

一つはアクティブラーニングという言葉、今はどのように扱われているのかですとか、あとはプ

ラネタリウムに期待していますというものですとか、あと図書館・学校図書室の取り組みについてこれからも続けてほしいというようなお話で、あとプログラミング教育とそのアクティブラーニング、こういったものについてどういうものなのかというというようなことが意見等として来ておりまして、それぞれ考え方の方、右側に主に説明というような形で「主体的・対話的で、深い学び」という語句を使っていますよですとか、今後プラネタリウムについては科学館とともに周知してまいりますよですとか、今後もリーディング・アドバイザー・スタッフ、学校司書と連携して進めていきます。そういった形で考え方を示しております。

それでは裏面の方をご覧いただければと思います。続きましてこちらの5番の方も、これも質問というのが趣旨になろうかと思えます。「地区教育会議」、地区別に行うメリット、こういったものを質問で来ておりまして、考え方ということで4行目の中程あたりから「各地区の地域資源を生かした取組」ですとか「子育てや教育に関する地域の課題への対応につながるものと考えます」ということで、地区別にやる意義を示せばということで記載してございます。

次6番ですが「学校評議員制度」を組みかえ「学校運営協議会」ということで、これは計画の方でそのような記載になっていますけれども、必要性ですとかあとは現在の制度を最大限生かすことにも努めてほしいという、これは意見というようなところになるかと思うのですが、それに対応するというで、これにつきましては計画の中にも記載しておりますが、最後の後ろから3行目のところですね、区の考え方、「現在、各学校で実施している学校評議員制度の仕組みを活用することで、保護者や地域の方に負担をかけず、コミュニティ・スクールへ円滑に移行していけるよう努めてまいります」ということで、最大限生かすというようなことに対してこちらで考え方を示しております。

続きまして項番2の「区民説明会」のところでございます。こちらでは主に、一つは部活動の関係で継続して続けられるようにできないかというような主張、この辺はもう1件でございましたが、それに対して、こちらの区の考え方ということで、3行目の途中から「部活動指導員を順次配置することにより、教員の異動にかかわらず、安定した部活動の実施に努めてまいります」ということで考え方を示してございます。

1枚目にお戻りいただきまして、一番下注意書きで、区民説明会に関しては考え方といいますが、その場で回答した内容を要約して書いているということをお示ししているというようなことになるのですが、中にはそれを踏まえて計画を直すというようなこともありますので、当然単に答えた内容を書いてあるだけではなくて、計画をそれに伴って修正した場合にはこういうふうに変えましたということもお伝えするようにはしてございます。

続きまして資料3-3の方です。修正内容一覧の方をご覧いただければと思います。こちらの方では前回素案のご審議いただいて以降、計画の本編、資料3番、この本体そのものを変更したものを一覧として記述しております。

1番目につきましては、まず「オリンピック・パラリンピック教育の推進」という中で、従前の表ですと環境とオリンピック・パラリンピック教育の関係が分かりにくいというようなことがあり

まして、それを補足するような意味合いも含めて、オリンピック・パラリンピック教育の概念図をより詳しく記載したということでございます。

2番目につきましては、教育委員会の方で国際学級の取り組みについては記載があったのですが、日本語学級についても、記載した方がよいのではないかというご意見がございまして、日本語学級の記載を追加したものでございます。

裏面の方にお進み……。3番ということはこちらにつきましては、成長過程、人の役に立つ人間になりたいという肯定的な意見の割合ということで、これについては一定程度この時期特有の複雑な感情等がその回答に反映されるというようなことも、考え方自体がなかなか全員が全員、100人が100人そういう考え方になるということに関して疑問があると、そういった感情を受け入れる余地を残すべきだというようなことで、一定程度すでに高水準にありますのでそれを保持していくというような趣旨で、これを95%ということにしておりますので、31年度、32年度の数値です。

以降「事務局による変更」ということで4番、5番、6番につきましては、素案の段階から取り組みの内容がより精査されましたのでそれを反映した見直しということになっております。最後6番につきましては、表現につきまして分かりやすく直したということでございます。

以上、簡単ではございますが、学校教育推進計画の意見についての説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの説明に対して、ご質問ご意見お願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、この案件については以上とさせていただきます。

3 港区幼児教育振興アクションプログラム（案）について

○**教育長** 次に、「港区幼児教育振興アクションプログラム（案）について」説明をお願いします。

○**教育政策担当課長** それでは「幼児教育振興アクションプログラム」の案ということで、資料ナンバー4から4-3を用いまして、まずは資料番号4-2、これは区民意見に対する区の考え方、こちらの方を簡単にご説明させていただければと思います。

同様にこちらも以前、ご報告いたしました。区民意見10件ということになっておりまして、項番2の方で「意見の反映状況」でございます。こちらはまず「意見を反映し、計画素案を修正したもの」が1件で、記述はないが既存事業等で対応して修正の必要はないものが1件で、それ以外「意見・要望、質問として受けたもの」というのが8件で、合計10件ということになります。

1枚おめくりください。まず区民意見募集によって寄せられたご意見でございます。

こちらにも主にご意見ですとかご質問というような趣旨のものが多かったというところではございますけれども、こちら2番の方では、学校の先生の負担を減らすようにと言われておりますが幼稚園の先生についても進めてほしいというような、先生が足りないのでは寄せが来ないか心配ですというような話の中で、それに対して実際に働き方改革を推進していく部分で先生、教員がするもの、教員以外がする仕事を精査し、負担軽減を図ってまいりますという方針を示しております。

6番目でございます。こちらでは現状として子どもがのびのび遊べる場所が少ないといったよう

なことで、また保育園が増えているということで公園も保育園の子どもであふれているということで、こういった状況を踏まえて、小学校の校庭開放のように幼稚園の園庭も特に保育園児のために開放してあげてほしいという、そういう要望もございます。

これに関しましては実際に計画書の12ページの中に「発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実」というような項目がありますけれども、その中の一番最後の「●」のところで、12ページの一番最後の取り組みのところで、こちらに「港区に在住する全ての幼児の健全育成に寄与するため、保育園等の保育環境の充実に向けた支援として、区立幼稚園の園庭の開放について、幼児の安全面や施設管理上の問題点などを整理し、実施に向けて検討します。また、私立幼稚園にも検討を依頼します」というようなことを、新たに書き込んでいくというような状況でございます。

それ以外については、実際に預かり保育に関して実際どういう計画をしているのかですとか、園生活をどう情報提供しているか、オリンピック・パラリンピック教育を充実させてほしいと、そういった意見というものになってございます。

それでは3枚目ですね。A4の方の2枚目の方をお開きください。区民説明会の対応状況でございます。

こちらは主に質問、質疑というものが説明会であったものですから、それに対してお答えしたというような趣旨ものが増えております。虐待防止、1番目2番目について、虐待防止について、ネグレクトについてはどうしているかというようなことのご質問がありまして、これについては他の虐待と同様に対応しておりますというような趣旨のお答えをしております。

3番目については港南幼稚園の方の預かり保育の方向性というようなことで、講師を1人追加で任用し定員を40人とすることを記載しています。

あと4番目の方では、実際に通園でよく通る道路での路上喫煙が目立ちますというようなことで、これについては庁内の関連部署に対応をお願いしているというような状況でございます。

以上、意見に対する考え方でございます。

続きまして4-3の方をご覧ください。こちら素案からの変更状況ということでございます。

こちらについては2点ございますが、まず1番は、先程区の方の考え方でお示しをした幼稚園の園庭の開放についてのことを書き加えたというところでございます。

2番目につきましては、こちらは補足、参考に書いてある記載の制度が若干変わったということで、それを正確に記載したというようなものでございます。

以上、簡単でございますが「幼児教育振興アクションプログラム」につきましての説明とさせていただきます。

○教育長 今の説明に対しまして、ご質問ご意見お願いします。

これは資料4-3の下の方のナンバー2ですが、これはいつから変更になったのですか。

○教育政策担当課長 こちらの資料は、東京都が公表しているものですが、これが分かりやすく変わったということで、それに基づいてこちらも変えたということです。制度の内容自体は変わっていませんが、説明が紛らわしかったということで、それを分かりやすく修正したという趣旨

でございます。

○教育長 そうすると変更したわけではないということですか

○教育政策担当課長 内容がこれだと耐震改築工事は3億円が限度というふうに、旧記載の一番最後なのですが、耐震改築工事は3億円が限度ということになっておりますけど、これはあくまで対象経費の限度額ということで、実際にはその5分の4ということになりますので、補助金としてもらえるのは2億4千万円ということになるので、それを書き直したということです。「費用の3分の2又は5分の4以内かつ2億」3分の2の場合は今の2億円に、または5分の4の場合には結果的に2億4千万円以内ということになるということです。あと「耐震改築工事」という記載がこれまで入っていなかったのを分かりやすく加えたということです、実際には5分の4以内とだけ書いてあったのですけれども、耐震補強工事の5分の4で2億円が限度ということで、耐震改築工事は3億円が限度ということだけが書いてあったのですが、耐震改築工事に関しましては3億円の5分の4以内で2億4千万円以内の補助金が出ますというようなことに、分かりやすく書き加えたということでございます。あと最後の注釈も「いずれも、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて」というふうに、これもいわゆる旧耐震ということが分かるように補足として書き加えたということでございます。制度自体の変更はないです。

○教育長 そうすると「意見等への対応」の表現がおかしくないですか。

○教育政策担当課長 このポータルサイトの方で実際に補助金の制度説明というものをしているのですけれども、ここは説明の記載内容が実際には変わったということで、それに合わせて変えたというところでございます。年度当初これを見たとき、年度途中、作成途中で見ていた記載についてはあくまで耐震改築工事なり耐震補強工事というのが、実際に補助金の制度説明の中で書いてあった内容が、改めて案を固める際に確認したところそういう記載に変わっていたということで、それに合わせて変えさせていただいたということです。

○教育長 この「内容・説明」となっていますが、内容は変わっていないのですよね。正確に書かないと、こちらが間違えているように受け止められます。そうではないのですよね。

これは平成29年11月の素案の段階はホームページに載っていた内容ですか。

○教育政策担当課長 これはそもそも素案の要は変更前の部分なのですが、これは現行計画でもこの記載は実はありまして、それをそのまま使っていたというような状況だったので、それを改めてこちらの方の変更後というようなところで変えたというところで、これについては表現が実際、耐震補強工事と耐震改築工事で分けてそれぞれ説明をしていて、耐震改築工事の場合には限度額が3億円ということがあるので、あと耐震補強工事に関しては限度額が2億円以内ということ、補助対象経費が2億円以内ということなのでその辺を、前は記載がなかったそれを今回分かりやすく、そうですね、一字一句取り入れてそのままを書いているということになります。

○教育長 素案の段階は一字一句変わらないのですか。

○教育政策担当課長 素案の段階では実際にはちょっと説明が不足しており分かりにくかったということがございます。

○教育長 一部修正をしたということですか。

○教育政策担当課長 そうですね。

○教育長 間違っただけなら間違っただけで書いておかないと何かよく分からないです。それから案の方も分からない。ただホームページにはこれがそのまま載っているのでしょうか。

○教育政策担当課長 そうですね。今回制度全体の説明になっているので、対象者、あと耐震補強工事と耐震改築工事というようなものが表で分かれていたりというようなことで、より表記は分かりやすくなったと思うのですが、ここに一文でまとめたためにこういう文言になっております。

○教育長 まとめたのは港区ですか。まとめたのならもっと分かりやすくしないと、誤解してしまいます。仮にこの補助金を活用したいと私立の学校があった場合、これはどういうことかと悩んでしまうのではないかと思います。

○山内委員 これについて、そもそもこの参考の部分は必要なのでしょうか。これを見ると、まず現状のところ「耐震化については公私立全園で完了しています」と書いています。つまりこれだけ見れば既に港区の私立も含めた全幼稚園は耐震化が済んでいて、今後耐震改築工事の必要はないというように読み取れます。しかしここまで丁寧に耐震補強工事・耐震改築工事について東京都の補助が出ますと書かれていると、耐震化が済んでなくて、これからこれを活用していくということを言いたいのかなと読めてしまうわけです。さらにその中で下の区立幼稚園の改築中には云々というような記述を見ると、これは耐震化のためのことを言っているのかそうではないのかということも実は分からなくなってきました。今後まだ耐震化をこれからしなくてはいけない幼稚園はいくつあるのですかと質問したくなってしまいます。そういう意味ではこのページは非常に分かりにくい記述だと思います。そこでもう1回確認させていただくと、既に耐震化は済んでいて今後耐震補強が必要な幼稚園はないという認識でよろしいのでしょうか。

○教育政策担当課長 ご指摘のとおり耐震の方は終わっていて、耐震の改修というのは必要がなく、この制度を活用するという予定はないです。

○山内委員 そうであれば、この参考の部分は必要ない、あるいはもしあえて書くのであれば、東京都としてはこういうものを用意しているけれども、港区としては既にこれについては対応が済んでいますというような記述でいいと思いますがいかがですか。

○教育政策担当課長 おっしゃるとおりです。東京都の制度を活用してこれからどんどん耐震改修を進めていくような誤解が生じると、かえって紛らわしくなってしまいますので、記載の方も変えさせていただければと思います。

○教育長 これは現計画では記載があるのですか。

○教育政策担当課長 現計画の内容をそのまま素案までは載せてしまっています。

○教育長 そうすると、その現計画から今現在の間公私立の耐震化は済んだ。しかし参考はそのまま載せたということですか。

○教育政策担当課長 現行計画におきまして、これは平成27年4月からの計画ですが、その段階ではもう既に耐震補強工事は行って、平成26年度に区立幼稚園1園で耐震工事を行ったと

いう記載がありまして、それで全部完了ということになっているかと思えます。以前から全園で完了してきますと、耐震化については平成27年4月の計画でもそのようになって、公私立幼稚園の耐震化については全部完了という記載になっています。

○教育長 そうすると参考は平成27年度からの前期計画時も記載が要らなかったということですか。

○教育政策担当課長 ご指摘のとおりだと思います。

○教育長 では、今の山内委員のお話を含めて、この制度は載せるにしても、もう少し工夫が必要ですか。もし表記するのであればここまで細かく書かなくてもいいのではないのでしょうか。それは調整してください。よろしいですか。

○小島委員 私立幼稚園の場合耐震補強と耐震改築全て終了しているというのは、それは間違いないですか。

○教育政策担当課長 いずれも完了していると認識しております。

○教育長 では、そのようにお願いします。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この案件については以上とさせていただきます。

4 港区生涯学習推進計画（案）について

○教育長 次に「港区生涯学習推進計画（案）について」説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは「港区生涯学習推進計画（案）について」ご説明をさせていただきます。資料は本日付資料ナンバー5、5-2、5-3となります。

まず資料ナンバー5-2をご覧ください。港区生涯学習推進計画に寄せられた区民意見に対する区の考え方についてでございます。

こちら区民意見募集と区民説明会での参加者意見が4人と2人、合計で6人の方から8件のご意見をいただいております。

そちらの「意見の反映状況」については項番2の方に記載してございます。

まず意見を反映し素案を修正したものが3件、既に計画の中で趣旨を反映しており修正の必要のないものが2件、計画では記述していないが修正の必要はないものが1件、区政に対する意見・要望、質問として受けたものが2件で、計8件となります。

それではご意見の内容と区の考え方については、この2を1枚おめくりいただきましてA3判の用紙をご覧ください。

まずナンバー1についてです。生涯学習センターは使いやすいが施設自体が古くて、トイレやWi-Fiなどの設備がもっと充実しているとよいというご意見をいただいております。

計画の方では39ページに記載のとおり、生涯学習施設の整備・充実に向けた施策の中で、利用者誰もが快適に利用できるよう設備の充実も含め、施設的环境整備に努めてまいります。

また次にナンバー2でございますがこちらについては、放課GO→・放課GO→クラブについて

もっと港区の小学校に配置すべきだと思ふということと、また学校側からも子どもの社会性、創造性を伸ばせる場であるとアピールすることも大切であるというご意見をいただいております。

こちらについては、平成32年度には全校の放課GO→・放課GO→クラブの配置が完了予定でありますということと、また事業についてですが、今後も引き続き、放課GO→だよりなどやホームページ、説明会等での事業の周知に努めていきたいと考えております。

次にナンバー3です。こちらは計画47ページに記載の港区ならではの文化プログラムとはどんなものかというご質問と、また素晴らしい取り組みをしてほしいというご要望をいただいております。

こちらの港区ならではの文化プログラムとしては、東京2020大会を契機といたしまして「港区文化プログラム連携事業」を展開など、文化芸術団体等と連携した取り組みを推進していきますということで、この趣旨を踏まえまして計画に記載の事業の説明内容について、もう一つの資料ナンバー5-3のナンバー1に記載させていただいておりますが、もう少し「港区文化プログラム推進事業」の内容をより詳細のものということで、書き直させていただいております。

次に、資料5-2のA3の方の資料ナンバー4です。こちらについては、フェスティバルーンという事業を行っているのですが、ここでは団体同士の交流ができてとてもよい取り組みだと思いますが、それ以外の人たちに団体の活動を知ってもらうための工夫として、今後の計画はあるのかというご質問をいただいております。

今後区としては、フェスティバルーンのほか社会教育関係団体が行っている協働参画体験講座というものを動画で配信するなど、施設を利用している人たち以外に向けたPRを行っていきたく考えております。このことを踏まえまして、こちら資料5-3の方に移りましてナンバー2の記載のとおり、協働参画体験講座のところに動画配信する旨の記載を追記してございます。

次にナンバー5です。こちら方については企業・NPO等連携事業についていただいたもので、ふだん経験することのできない体験的な講座だと子どもが喜び、地域愛が生まれるというご意見いただきました。

こちらは区内の企業やNPOが持つ知識や技術を活用した多様な分野の講座を今後も実施していくことが、このことが分かりやすくなるように、53ページの「企業・NPO等連携事業」の内容に魅力ある講座の実施について加筆をしております。内容について同じく資料5-3のナンバー3に記載のとおり下線の部分を追記させていただいております。

続いて資料の裏面をご覧ください。こちらは区民説明会でいただいた意見の2件の内容となります。

まずナンバー1では、支所ごとに行っている評判のいい事業は全区展開するなど門戸を広げてほしいというご意見でございます。

各支所の事業については一部事業の性質上参加要件が限られた事業がございますが、概ね全区民を対象としていることを確認いたしました。今後も開かれた生涯学習事業の展開に努めてまいります。

次にナンバー2です。青山生涯学習館についてです。こちらについては仮設なのか、また常設となることはあるのかというご質問をいただきました。

青山生涯学習館は現在の南青山四丁目に移転することが決まった平成25年当時には、10年後をめどに移転を検討することを検討しておりましたが、当面は現在の場所で運営をしていきます。今後も地域や周辺の状況に応じて施設のあり方や施設整備について検討していくということと、現施設についても環境の整備を進め生涯学習施設としての機能強化を図ってまいりたいと思います。

簡単ですが説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問ご意見ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、この案件については以上とさせていただきます。

5 港区スポーツ推進計画（案）について

○教育長 次に「港区スポーツ推進計画（案）について」説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、港区スポーツ推進計画の案についてご説明をさせていただきます。こちらの資料は資料ナンバー6、6-2、6-3になります。

まず資料の6-2をご覧ください。スポーツ推進計画素案に寄せられた区民意見に対する区の考え方になります。

スポーツ推進計画の方に関しましては合計4人の方から7件のご意見をいただいております。

「意見の反映状況」については項番2記載のとおり、計画素案を修正したものが2件、計画が既に趣旨を反映していて修正の必要のないものが3件、計画では記述をしていないが既存事業で対応しており修正の必要のないものが1件、区政に対する意見等として受けたものが1件の合計7件になります。

それでは、区民意見の内容と区の考え方について1枚おめくりいただけますでしょうか。

まず1番のパブリックコメントでいただいたご意見のナンバー1です。ナンバー1では、スポーツ実施率を上げていく具体的な取り組みが何かあるかというご質問です。

これまでもスポーツの楽しさを体感できるようなさまざまな競技の体験教室やトップアスリートの試合観戦、スポーツボランティア育成事業等を実施してきました。今後はさらにトップアスリートとの交流など事業の充実を図るほか、新たに区内企業との連携によるスポーツリポーターの育成事業や港区マラソンなどを開催していきたいと考えております。

次にナンバー2でございます。こちらは、オリンピック・パラリンピック競技の普及啓発事業は同じ種目が近い日程で行われていたり、類似事業が多いようだが、今後の計画を教えてくださいというご質問です。

今年度事業でアスリートの日程や会場の調整が整わなかったことによりまして、類似の事業が同日に行われる事例が今年度ありました。今後は関係団体との調整を図りまして、類似事業や同じ種目が重ならないように事業を計画していきたいと思っております。

次にナンバー3です。こちらは、今後新たにスポーツ施設ができるのかというご質問でございます。現在具体的な整備計画はありませんが、スポーツセンターの利用者が増えていることなどを踏まえまして、多種目の競技の利用が可能なスポーツ施設の整備を検討していきたいと思っております。

次にナンバー4、障害者向けで今後計画している事業を教えてくださいということで、こちらについては今後も障害者スポーツの観戦・体験会を年4回、障害者スポーツ普及啓発イベントを年1回実施するほか、障害者スポーツ設備や用品の充実を進め障害者スポーツの環境を整えていきたいと考えております。

最後にナンバー5は東京2020大会につきまして、障害者に向けてパラリンピックの歴史やメダル数などを紹介する講座があればよいというご意見をいただきました。

これについては障害者に限らず広く全ての方に対して、オリンピック・パラリンピックの歴史などを紹介し理解を深める必要があると考えるため、東京2020大会等に向けた気運醸成の取り組みの推進に具体的な表現を加筆させていただいております。加筆した内容については資料6-3の裏面の方になります。ナンバー6に記載させていただいているとおり、オリンピック・パラリンピックの歴史等さまざまな広報を充実させるよう、追記させていただいております。

続きまして、また資料6-2に戻らせていただきます。区民説明会の方のご意見です。

まずナンバー1は東京2020大会の気運醸成の取り組みに区民もかかわっているのかというご質問です。

こちらについてはオリンピック等によるスポーツ教室ですとか、オリンピック・パラリンピックの1000日前イベントでは、区内企業やまたポート・スポーツ・サポーターズクラブ事業の受講生など、区民と連携をして実施してまいりました。この趣旨、今後も区民との連携を進めていきたいということで、スポーツ教室の実施や港区マラソンの実施の内容に、区民とのかかわりについて加筆させていただいております。こちらも資料の6-3の、こちらは表面のナンバー2のところ記載がありますが、港区マラソンとスポーツ教室の実施の中で区民とのかかわりについて追記をさせていただきます。

最後に区民説明会のナンバー2です。こちらについては東京2020大会のオリ・パラ推進担当と生涯学習推進課の役割についての質問と、費用対効果を考えた取り組みを進めてほしいというご意見でした。

オリ・パラ推進担当ではスポーツ振興のほか文化・観光振興など幅広い分野の施策を結びつけ総合的に調整しております。また生涯学習推進課ではスポーツ振興を主軸として各施策を実施しております。今後もオリ・パラ推進担当と連携し、費用対効果を考慮した取り組みを推進していきたいと考えてございます。

続いて恐れ入ります、資料6-3、先程区民意見でご説明させていただいた以外に4件、前回ご審議いただいた素案の中から修正した内容の一覧のご紹介になります。

1番が検討委員会でのご意見で、表現が分かりづらいということで「スポーツを楽しめる場づくり」というところがあったのですが、それを「地域におけるスポーツ団体の活動」ということで表

現を訂正させていただいたものです。

3番もこちらで検討委員会のご指摘で、小学校の連合運動会の会場は「江東区夢の島競技場」ということになっていましたが、こちら使用することができなくなるということで削除しました。

4番につきましては、スポーツツーリズムに関して生涯学習部門ではなく経済部局が推進すべきということで、そちらの連携が分かるように記述するということで、右側の方に記載のように「地域経済が活性化することを目指して、関係課と連携」する旨追記させていただいております。

裏面のナンバー5です。こちらについては事業名の中で「障害者スポーツの理解教育の推進」というのがありますが、「理解教育」では分かりづらいということで「理解の推進」と訂正をさせていただいております。

簡単ですが「港区スポーツ推進計画」の説明については以上となります。よろしくお願いたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問ご意見をお願いいたします。

よろしいですか。それでは、この案件については以上とさせていただきます。

6 港区立図書館サービス推進計画（案）について

○教育長 次に「港区立図書館サービス推進計画（案）について」説明をお願いします。

○図書・文化財課長 それでは、教育委員会資料ナンバー7-2以降を用いてご説明させていただきます。

図書館サービス推進計画に対するご意見ですけれども、パブリックコメントと区民説明会で合計12件をいただいております。

「意見の反映状況」でございますが、修正をしたものというのはゼロになってございます。その他2番の趣旨を反映しており修正の必要がないものということで7件いただいております。内容につきましては情報の発信、資料の充実といったことが寄せられているところでございます。3番目の既存事業で対応しており、修正の必要はないというものにつきましては1件、また区政に対する要望、質問として受けたものとして4件ございます。

A3の横の考え方の部分を見ていただければと思います。持参していただいた2名の方々から5件いただいておりますけれども、対応、関連するページにつきましては右のところに書いてございますけれども、それは記載のとおりでございますので割愛させていただきますけれども、関連状況のところでは1番のところ、指定管理者の複数の業者から提案をさせてほしいということについては、参加を促していくということで考えてございます。

3番目の視聴覚資料もしっかりと選定を行ってほしいということに関しましては、現在区の内部で行っております視聴覚合同選定会でしっかりと選定をしていきたいと考えているところで、考え方をまとめているところでございます。

恐れ入ります、裏面にお移りいただければと思います。

1番目の無線LANの方は、サービスが開始されておりますけれども知らなかったということで、

しっかりと情報を発信していきたいとまとめてございます。

続きまして4番ですけれども、指定管理者の選定に当たっては多数の事業者の中から選定してほしいということで、こちらも指定管理者の公募に当たってはホームページ等で情報の提供をしっかりと行って、多くの事業者に提案をしていただきたいと思いますと考えているところでございます。

続きまして5番目ですけれども、指定管理者が選定される際には図書館をよく知っている人たちを選定委員に選んでほしいということで、学識経験者等で区の図書館に、こういった計画等でご尽力いただきました学識経験者等も選定に加えるなどの、検討をしていきたいと考えているところでございます。

続きまして、A3のもう1枚のところの7-3の方をご覧いただければと思います。こちら修正するところはゼロだったのですけれども、基本計画におきまして高輪コミュニティぷらざの大規模改修についての記載が追加されたところから、高輪図書館についても表記を追加したということで、今こちらの方を変更させていただいております。

内容につきましては太字の下線がついているところになってございますけれども、基本的な考え方は三田図書館を中心に記載をさせていただいておりますけど、三田図書館についてはこうです、高輪図書館についてはこうですということで、少し分かりやすく記載をまとめさせていただきまして、どちらにしましても多様化・高度化する要望への対応をしっかりとしまして、図書館サービスの充実にとしっかりと取り組んでいきますということで、記載をまとめさせていただいているところでございます。下の方の基本計画の高輪の部分で後期の方は30年度から32年度までの計画を追記をさせていただいております。

雑駁ではございますが説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問ご意見お願いします。

よろしいですか。それでは、この案件については以上とさせていただきます。

7 港区子ども読書活動推進計画（案）について

○教育長 次に、「港区子ども読書活動推進計画（案）について」説明をお願いします。

○図書・文化財課長 それでは、本日付資料ナンバー8-2に基づきましてご説明をさせていただきます。

「港区子ども読書活動推進計画」につきましては、ご意見としては区民意見が5件、区民説明会で9件、合計14件が寄せられてございます。

「意見の反映状況」でございますが、今回修正をしたものが5件ございます。2番の修正がないもの、趣旨を反映しており必要ないものは7件でございます。その他意見・要望、質問として受けたものが2件ということに内訳はなっております。

1枚おめくりいただきましてA3の方を見ていただきますと、基本的に学校司書や学校図書館に対して合計で9件、両方のご意見として9件をいただいております、概ね5分の3程度いただいているところでございます。

基本的にはこちらの区民意見募集の1番の方に書かせていただいておりますけれども、学校司書の内容についてしっかりと記載をすること。学校司書についても教育委員会の考え方をちゃんと明示することが2番。3番目といたしまして研修等をしっかりとしてほしいということをお問われていまして、この三つを一つにしましてコラム的に、計画の4ページの方に追記をさせていただきました。

4番といたしましては、リーディング・アドバイザー・スタッフは有償ボランティアということなので、「有償」を追記すべきだというご意見いただきまして、これは追記をさせていただきました。

続きまして、蔵書数を増やしていくべきということで、これにつきましては5ページの方に同様のことを記載させていただいております。

裏面をご覧くださいければと思います。計画の関連という意味で番になっているところを主に説明させていただきたいと思います。

2番の方ですけれども、ビブリオバトルを英語でやってはどうかということで、まずはビブリオバトルまだやってごさいませんので日本語でしっかりとやった後に、そういうご意見を聞きながら研究をしていきたいと考えているところでございます。

6番としては、学校司書は週1日配置となっているけれども来年以降も続けるのかということでしたので、同様の体制かということですので、来年度以降も一緒ですよということを回答をさせていただいているところでございます。

続きまして、A3の8-3の方をご覧くださいければと思います。こちら修正をさせていただいた5件の内容をお伝えしているところでございます。

先程説明をさせていただきました1番から4番の表面については、先程の説明のとおりでございます。

裏面を見ていただきますと区民説明会の方では、中学校の読書活動の促進ということでは、小学校の頃から素地をちゃんとつくっていくべきだということで、こちら47ページにも記載がございましたけれども、「こども読書まつり」の欄にも「こどもの読書週間」ということで記載を追記させていただいておりますので、こちら今回は修正ということで追記をさせていただいております。

雑駁ですが説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問ご意見をお願いします。

資料8-3の3番目ですが、素案の記載で「記載しているが、P4にも明記する」というのはどうということですか。

○図書・文化財課長 司書教諭やRASさんのことを、基本的には51ページの部分にも記載をさせていただいておりますけれども、4ページのこのコラム的に追加を今回新たにさせていただいたところにも、しっかりと追記をさせていただきたいということで、編集の内容を追記したということで挙げさせていただいております。

○教育長 この記載はむしろ資料8-2の3に書くことではないのですか。

○図書・文化財課長 そのとおりでございます。これについて記載を修正させていただきます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、この案件については以上とさせていただきます。

○山内委員 1から7通してのことで、次回以降についての意見として一つ申し上げると、この各計画の検討は、ここでも確か3回ぐらい意見、議論があったと思いますけれども、今日はパブリックコメントなどに対してどう対応したという説明はあるのですけれども、ここの中で出た意見とここで議論したことがどう生かされたかというのは、実は余りこういう説明がないまま来ていたように感じます。今回はもうこれでいいですけれども、今後こういうときにここでの議論もどういうふうに修正に生かされたかということも、確認、説明を伺いながら議論できると、きつともっと有意義なものになると思います。

当然意見を言ったことも、前提に知識が十分ない中で言っているものもありますから、それがそのまま生かされたという必要のないものも当然ありますけれども、ただやっぱり間があく中で議論していますので、ここでの議論がどう生かされているのか、あるいは参考になっているのか、あるいはそれはまた別の考えがあってこうしましたとか、それがあるとお互いにもっと理解が深まっていきますので、ぜひそういう資料のつくり方も今後考えていただけるといいなと思いながら拝見していました。

○庶務課長 ここでもいただいたご意見については、素案を修正していく中で常に配布はさせていただいていたのですけれども、明確にここがというのをきちんとお示ししていなかったもので、今後の中で改めていきます。

○教育長 次の審議のときにそれは資料として出してください。

○山内委員 大変であればまた今後、次期のこの同じようなときにやっていただくということでも結構です。

8 港区立幼稚園の園長及び教員としての資質向上に関する指標の策定について

○教育長 それでは、次に「港区立幼稚園の園長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定について」説明をお願いします。

○指導室長 では、資料ナンバー9「教育公務員特例法の一部を改正する法律」の施行に伴いまして、別紙のとおり港区立幼稚園の園長及び教員としての資質向上に関する指標を策定しますので、協議をお願いいたします。

法律に関しましては参考資料をつけております。大変恐縮なのですが別紙、これは案でございますのでご理解の程よろしく申し上げます。

そのうちの見開きをご用意いただけますでしょうか。策定につきましては法律の改正に伴いまして、港区の教育委員会が区立幼稚園の任命権者ということになりますので、こういった表を作成しなければならないというものでございます。

指標は港区立幼稚園の教員等が研修等を通じて、資質向上を図る際の目安として、また教職員生活全体を俯瞰しつつ、効果的・継続的な学びに結びつける意欲を喚起することを狙いとしております。

これを策定する際にということで項番2番の方にありますように、職責や経験、適性に応じた成長段階の設定が必要ということで、教員と管理職に分けなおかつ基礎形成期、伸長着、充実期、また主任教諭につきましては園長の補佐をする、園長の代理に近いものをするので経営補佐期と分けさせていただいております。

また項番3にありますように、教育公務員特例法を改正する法律に示されている指標の内容ということで具体的には7つ示されております。

(1) 番目が「教職を担うに当たり必要となる素養に関する事項」。

そしてまた「教育課程の編成、教育又は保育の方法及び技術に関する事項」。

(3) 番目として「学級経営、ガイダンス及びカウンセリングに関する事項」。

(4) 番目として「幼児、児童及び生徒に対する理解、生徒指導、教育相談、進路指導及びキャリア教育等に関する事項」。幼稚園については生徒理解・児童理解・幼児理解ということになります。

そして(5)番目として「特別な配慮を必要とする幼児、児童及び生徒への指導に関する事項」。

それから「学校運営に関する事項」。

「他の教職員との連携及び協働の在り方に関する事項」ということで、7点を設定することになっているのですが、東京都教育委員会が策定しました教職員の指標と同じような項目で整理させていただきまして、特に先程ありました特別な支援を必要とする幼児につきましては、裏面の最終面のところに抜き出しております。またその他港区の特色的な教育の関するところで「国際理解の推進」ですとか、「就学前教育の推進」というところも裏面の方に入れさせていただいているところでございます。

またこれを策定するに当たって参考事項4番として書いてありますけども、協議会を設定するようになると法律上は書かれているのですが、これは政令都市以外の市につきましては免除されているということになります。またこの策定に当たりましては23区、特別区人事・厚生事務組合等と協議しながら、また23区の室課長とも相談しながらこれらの指標を策定させていただきました。

ぜひご協議の上ご理解いただきまして、これ以降の審議の場に生かしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご質問ご意見をお願いします。

○小島委員 このA3の大きい方の管理職でない普通の教員のところ、「主任教諭」ということと「教員」との間で「充実期」10年目からと書いてあるのですが、「経営補佐期」には特に書いていないのですが、ここは主任教諭になる時期がそれぞれ違うから時期は書いていないことになるのですか。

○指導室長 経営補佐期につきましては実際副園長職を行うということで、それぞれの適性や、ま

た昨今は産休育休で10年たっても教員の経験が4年目であるということも多くなってまいりますので、ここについては時期の記載は外させていただいているところでございます。

○小島委員 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

指標の正式名称はこの別紙に使われている「港区立幼稚園園長・副園長及び教員としての資質の向上に関する指標」ですか。そうすると今日の資料ナンバー9の表題が違いますが。

○指導室長 「副園長」が抜けておりましたので、訂正させていただきます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、この案件は以上とさせていただきます。

日程第4 教育長報告事項

1 幼児・児童・生徒の事故発生状況について

○教育長 次に、日程第4、教育長報告事項に入ります。「幼児・児童・生徒の事故発生状況について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは、資料ナンバー10をご覧くださいと思います。「幼児・児童・生徒の事故発生状況について」です。平成29年9月から12月の2学期の事故発生状況についてご報告いたします。

1枚おめくりいただけますでしょうか。別紙の表をご覧ください。上段が今回ご報告いたします平成29年2学期の分でございます。その下の部分ですけれども、28年度の2学期分として比較のため参考として掲載してございます。

一番右側の全計のところをご覧くださいと思います。網掛けの部分でございます。平成29年度、計の部分、全体で42件程の事故発生件数が出ております。

うち重大事故として10件、重大事故というのは入院1日以上または通院6日以上という事故として扱ってございます。前年度の部分で言いますと全件で30件、重大事故そのうち18件となりますので、一番下のところすけれども前年との比較で言いますと、全件としては12件程増となっております。そのうち重大事故については8件程減という形になってございます。

もう1枚おめくりいただけますでしょうか。事故内容の報告でございます。学校の管理内の事故、それから管理外の事故に分けてございます。一番最後の6ページのところにけがの部位についてちょっと分かりにくいものの簡単な説明を掲載してございます。

学校管理内の事故で重大事故の部分ですけれども、このうちいくつかちょっとピックアップしてご紹介させていただければと思います。けがの程度の重い部分で言うと⑨の部分ですけれども、清掃時間中の事故ということで入院3日通院が20日という形になってございます。掃除中に机の上に乗っている椅子が落ちて手の上に落下したということで骨折という形にございます。

それから3ページのところの⑭と⑮、これ同じ事故なのですけれども相方けがをした案件です。ボールをとりに行くときにぶつかってしまって、一方は歯の欠損、もう一方はまぶたを切ったとい

う事故でございます。

それから飛びまして5ページのところ管理外の事故ですけれども、42番最後の行ですけれども、これは児童遊園で右足首を骨折したけがです。児童遊園と道路の境目にあるコンクリートの段差に足をつまずきひねったということで、この件に関しては教育委員会の方から総合支所の方に改善について依頼をしてございます。

ご報告は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問いかがでしょうか。

○指導室長 この報告書には、見舞金の申請がされていない事故件数も含んでいますか。

○学務課長 今回ご報告させていただいているものについては、お見舞金という形で出る保険金があるのですけれども、その申請を受けたものについて掲載しております。

○教育長 一番右端の対象外となっているものは、見舞金の申請をしていないのではないですか。

○学務課長 お見舞金の支給済みのものと支給がなかったものという形で掲載させていただいており、学校管理内の事故については申請したものについて一覧にしております。

○教育長 管理外はどうですか。

○学務課長 管理外については見舞金の支給には至っておりません。

○山内委員 ここで事故発生状況の報告を確認するというのは、お見舞金の支給の状況を把握するためというよりは、学校の安全管理の状況を確認し、当然けがなどには不可避なものもありますけれども、例えば設備の問題であったり、何か対応ができるものであれば、安全管理上の面から改善できるよう確認をしているのだと思います。そうするとお見舞金の請求のいかんにかかわらず、必要なものはここに上げるということが必要だとは思いますが。

○小島委員 今までも見舞金とは関係なく、学校の管理内に起きた事故は全部上げているのではなかったですか。

○学務課長 あくまで学校管理内と管理外等の事故などを注意喚起の意味で掲載させていただいているものでございます。

○教育長 山内委員が言われたように教育委員会には、学校で起こった事件・事故は報告しないとイケないと思います。それから見舞金の対象は管理内のもので支給は日数単位ですか。

○学務課長 そうです、日数です。通院の場合は6日以上です。

○教育長 見舞金に「無」と「対象外」の表示がありますが、通院が5日以下の場合は「対象外」であり、「無」は未支給という意味ではないのですか。誤解を招くので、整理してください。事故というのは、学校側に責任があるかないかではなく、こういう事実があったということです。そういう意味で何を教育委員会に報告すべきなのか、きちんと整理してもらいたい。当然、けがの場合も本人の不注意もあるわけですね。

ほかによろしいでしょうか。それでは、この報告については以上とさせていただきます。

2 平成29年度秋の通学路点検の実施結果について

○教育長 次に「平成29年度秋の通学路点検の実施結果について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは、主に10月から11月に実施いたしました、秋の交通安全運動に伴う小学校の通学路点検の実施結果についてご報告いたします。

2の「実施体制」のところをご覧ください。各学校を実施主体といたしましてPTAの方、それから学務課、各地区総合支所、東京都、警察署、それから町会・自治会等の参加により通学路点検を実施しているものでございます。

3番の「通学路点検実績一覧」をご覧ください。参加人数のところですが、合計で453名。主な指摘箇所数としては139件ございました。春の通学路点検のときには参加人数529名、それから主な指摘箇所としては110件程となっております。参加人数はかなり減っておりますが、指摘箇所29件程増となっております。

1枚めくって2ページ目をご覧ください。今回の点検で報告された主な指摘箇所とそれの対応について表にまとめたものでございます。

件数が多いのは3番目のところ、路面表示またはその横断歩道の「白線の設置・引き直しをしてほしい」という案件で、これにつきましては主に南山小学校で11件程今検討中ということで取り扱いをしているところでございます。

それから6番のところの「落書きを消してほしい」というところです。これにつきましては各地区総合支所または事業者の方に依頼をかけているものです。対応済みのところは赤坂小学校で4件、検討中のところで赤坂小学校13件という形で、主に赤坂小学校で件数が多く上がってきている案件でございます。

それから一番下のところ、9番のところですが、「道路が狭い、車の通りが多いので安全確保が必要である」ということで、これは主に学校の方から児童に安全指導を実施している部門でございます。件数としては多く指摘されている箇所でございます。

3ページをご覧ください。5の「その他」のところでございます。次回春の通学路点検実施機関ですが、平成30年4月6日から6月29日までを予定してございます。

以上です。

○教育長 ただいまの説明に対しご質問いかがでしょうか。

状況が分からないのですが、3ページ12番の「対応困難」のところ、「歩道のマンホールにひびがあったが、私有地のため対応困難」とありますが、歩道が私有地なのですか。

○学務課長 私道にかかっている個所のマンホールにひびがあったということで指摘がございました。

○教育長 歩道のマンホールですか。

○学務課長 私道にあるマンホールにひびがありまして、その修繕を希望するものということで対応困難と記載したものです。

○教育長 正確に書かないと誤解が生じます。ほかにいかがでしょうか。

○小島委員 そのマンホールの所有者というのはその私有地の所有者になるのですか。マンホール

は公のどこかが管理しているのではないですか。

○学務課長 私有の浄化槽とかそういうところのふたになると、マンホールと呼ばれるような構造ですけれどもそれは私有物になります。下水道にかかるものですとそれは下水局になりますから、多分マンホールという表現が適切ではないのだと思います。報告としてはマンホールという形で上がってきてございますが確認不足でした。申し訳ございませんでした。

○小島委員 しかし、私道だって何だって危険なものは所有者に問い合わせ、所有者はその危険を除去する義務がある。私道だから対応困難ではなくて、私道のその所有者に対応を求めることはできるのではないですか。

○学務課長 今小島委員のおっしゃるとおりだと思います。危ないので何とかしてくださいという言い方はできると思いますので、そういう形で今後対応してまいります。

○教育長 こういう「対応困難」「検討中」というのは、口頭でいいので後は説明してください。そのほかはよろしいでしょうか。

○田谷委員 私もPTAのときに経験している点検なのですが、結果についても知らせていただきたいと思います。全部結果を知りたいのですが、例えば「見通しが悪いため剪定をしてもらいたい」というところは、「剪定しました」という結果が出ます。うちの地区でも標識が見えなくなり、剪定をしてもらって、それを写真で僕の子どもが小学校のときに、皆さんにお示ししたのです。

9番の道が狭いとか車の通りが多いとか、10番の信号機の設置は、すぐには警察も動いてくれないし、9番は全く無理ですよね、道路を広げるわけにいかないし。そういったところは継続になってやむを得ないのですが、継続して児童に指導していくとかということで回答していただきたい。ミラーをつけてほしいというのもありましたけど、改善したものはPTAにフィードバックしてもらえば、彼らも「ああ、やってよかったな」と思いますので、結果を教えてあげてもらいたいと思います。お願いします。

○指導室長 狭い道路は、通学路として指定しないということもあるので、ここは校長が指定している通学路なのかと疑問を持ちました。

○田谷委員 そういうことも明記してもらいたいです。

○指導室長 私有地も通ってはならないと指定している場合や、許可をいただいて通学路になっている場合もあります。

○田谷委員 自分がいたところの校区でも私有地で崩れかかった階段があって、そのときは、そこは通ってはいけないという防衛策をとりました。だから通行を禁止するのも一つの手だと思います。よろしくをお願いします。

○学務課長 通学路の変更も含めて結果について、PTA・保護者の方に学校の方からお知らせするという体制をとるような形で考えてまいります。

○小島委員 港陽小学校は9人で参加人数が一番少ないのですが、指摘箇所数は8件となっていて頑張っているなど感じました。

○教育長 よろしいですか。

3 港区スポーツセンタープールの休止について

○教育長 次に「港区スポーツセンタープールの休止について」説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、本日付資料ナンバー12に基づいて「港区スポーツセンタープールの休止について」ご報告させていただきます。

「報告内容」は水抜きによる安全点検、清掃、各種補修工事等のため、下記のとおりスポーツセンターのプールを休止させていただきます。

「臨時休止期間」でございますが、平成30年4月3日火曜日から4月6日金曜日までを予定してございます。

「理由」は水抜きによる安全点検、清掃、各種補修工事等のためでございます。

詳しい日程については資料の2枚目に、カラーでスケジュールを添付させていただいておりますのでご参照いただければと思います。

次に「告示日」は30年2月20日を予定しております。

「利用者への周知方法」につきましては「広報みなと」のほか、資料記載のとおりホームページ等で周知をしていきたいと考えております。

説明は以上になります。

○教育長 それでは、今の説明に対してご質問をお願いします。

○薩田委員 学校が春休み期間なので、親子でプールに行きたいという意見は少ないですか。

○生涯学習推進課長 年に2回実施して、この時期に毎年やっているのですが、特にそういったご意見はいただいていません。

○小島委員 もう1回はいつやっているのですか。

○生涯学習推進課長 10月です。4月と10月に実施しています。

○小島委員 そうすると時期が、私も薩田委員が言ったのと同じことを質問しようと思っていました。同時に手を挙げたのですが、休み中にやるのはやはり避けてもらいたいと思います。この4月3日から6日というのは特にお花見と関係あるのですか。

○生涯学習推進課長 お花見とは特に関係ないです。

○小島委員 では外してもいいのではないですか。

○生涯学習推進課長 そうですね、今後ちょっと検討が可能かどうかは調整していきたいと思えます。今回は第1月曜日が休館日だったのでそれに合わせて4月の当初にしたという経過があります。

○小島委員 子どもたちも困るので、この休み中は外してもらいたい。

○教育長 休館日はいつですか。

○生涯学習推進課長 第1月曜日です。

○教育長 今のご意見を踏まえて。調整可能であればお願いします。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、この報告は以上とさせていただきます。

4 平成29年度卒業式・修了式「お祝いの言葉」について

○教育長 それでは次に「平成29年度卒業式・修了式『お祝いの言葉』について」説明をお願いします。

○指導室長 今年度の修了式・卒業式の「お祝いの言葉」を作成させていただきました。

ではまず、聞いていただいて幼稚園の方ですが、ほぼ例年どおりの文案で作成させていただいています。ただ結びの言葉が「幼稚園や幼稚園職員に感謝申し上げ」というのが結びになっていたのので、これだけ「修了した皆さんの健やかな成長を祈念し」と直させていただきました。

小学校の「お祝いの言葉」は西郷隆盛ということで、ちょうど「西郷どん」でやっておりますので、子どもたちも関心があるということで選ばせていただきました。文案については全くオリジナルのものとなっています。テーマとしては諦めずに夢に向かって歩むとしております。

中学校でございます。これにつきましては渋沢栄一氏を選びました。昨年度、国立研究開発法人理化学研究所がちょうど100周年ということで、ノーベル化学賞を多く輩出しているわけですが、物理学、化学、その機関をつくったのがどういう方がつくったのか余り知られていない。それから企業に対する理念とかそういったものも渋沢栄一さんは持っていたので、そのことに触れて卒業の祝いの言葉にしようと考えて作成させていただきました。

以上でございます。

○教育長 それでは、今の説明に対してお質問をお願いします。

○小島委員 全体的になかなかいい案で、まとまりもいいと思います。幼稚園のお祝いの言葉ですが、園長先生の名前がいつも後ろにありましたけど、今回園長先生、教職員の皆様に感謝する言葉が抜けたのは何故ですか。

○指導室長 それが結びの言葉になっていたのので、やはり結びとしては「健やかな成長を祈念して」でなくてはいけないというところで、それを抜いたのです。最後長くなっても園児にとっては厳しいので、最初の方に園長先生のお名前を呼ばせていただいてという考えです。

○小島委員 確かに「健やかな成長を祈念して」のフレーズはなかなか良いですね。ただ、園長先生に対するお礼の言葉がないと何となく寂しい。

○指導室長 「結びに」の前か「結びに」のところで「感謝するとともに」と入れても構いません。

○教育長 幼稚園は、○○園長先生と名前も言うことになっています。小・中は校長先生から卒業証書を受け取りましたといっている。ここを小・中と同様に「園長先生から」にして、結びの部分を小・中に合わせたらどうですか。感謝の意は伝えるべきだと思います。

○指導室長 ではそのように。至急対応いたします。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。幼稚園はほかに何かありますか。なければ小学校についていかがでしょうか。

○小島委員 小学校は、「せごどん」でなかなか時宜を得て大変いいと思うのですがけれども、真ん中で「また、幕末に薩摩藩主であった」というのがありますよね。「島津斉彬は、当時家臣の」と、ここ「当時」と入れたのはなぜですか。西郷隆盛が島津斉彬の家臣であるのは「当時」って入れる

必要がないような気がしたので。

○指導室長 必要ないためとらせていただきます。

○小島委員 それからあとその下に「西郷隆盛が、各藩の有力者から統一国家建設に向けての精神論や具体的な」「精神論」という言葉でいいのかなという気がするのですが。実際どうだったのかと。

○山内委員 厳密に議論したら難しいですよ。ある意味で西郷の亡くなるまでの経過なんて見ると非常に、ある意味で変節しながら新政府にも仕官したような勝とかと違って、ある意味で変節しないような姿勢が強くて、それも非常に評価される場所だと思うのですが、ほかの藩主から学んだというよりはかなり西郷自身のキャラクターだったのではないかと。

○小島委員 「各藩の有力者から統一国家建設に向けて…」むしろ、そんな各藩のやつらはぶった切ってもこうやるのだと、自分で引っ張っていった気がしますね。

○山内委員 一方でやっぱり幕末から明治のときの西郷の動きを見てみると、実に新しい西洋の文明論を読んだりしているのですよね。だからそういうやっぱり、単に精神論だけではなくて新しい時代に向けての文明論を学びながら、一方で武士としての気概を保ち続けたというところが彼の特徴だと思うのです。このように議論しだすと実はこういう人は非常に難しいなと思いながら読んでいたところ。これは人によってその人のどこを評価するか、好き嫌いがまた違ってくるので。

○小島委員 あと仲間の喧嘩で右腕に大きなけがを負ったというのだけど、これは事実ですか。

○指導室長 確かめてみました。犬を連れて歩くのはそのせいなのです。剣をその後振るうことができないので犬を連れて、犬とともに戦うという形になっています。

○小島委員 そうですか。一つ勉強になりました。

○教育長 今のお話は、即答できないでしょう。

○指導室長 各藩の有力者から精神を学んだというように書く、実際坂本龍馬の影響も受けているのですが自身でも学んでいることもあるので、表現を工夫させていただきます。

○教育長 史実に基づく点なので、時間はないですが、明日の午前中までだったらいいですか。

○指導室長 今日の午後には完成させて、送らせていただきます。

○教育長 皆さんのところにお送りします。

○小島委員 もう1回やって、次の回に決めるのではないですか。

○指導室長 日程の関係で、今回は1回になっています。

○小島委員 結論の部分で、「卒業生の皆さんも、自分の将来について、夢や希望を抱いていることでしょうか」と。「どうか皆さんも、夢に向かって、実現しようという強い意志」「諦めず」「粘り強く」「道を切り拓く」これが西郷との結びつきですよ。そうすると、右腕をけがしたことと関係はありますか。

○指導室長 けがした後、そこで腐ってしまうのではなくて学問に励んだということです。

○小島委員 それを言いたいのですね。

○指導室長 要するに、一つの道がだめであってもまた別の道で自分を生かすということに西郷隆

盛が挑んでいったことと、やはり自分1人ではなく、色々な藩から学んでいったということの二つを、これから小学生が出て行くに従って、サッカーが得意だったけれど、けがをしてしまった、では違うことやるとか、そのときに自分のだけではなくて広く見聞を広めていくということを含めた意味合いでつくらせていただいております。

○小島委員 だから藩主島津斉彬が西郷を高く評価したというのだけど、その結論から言うとむしろ、西郷のこういうところというのをもっと出した方がいいのではないかしらね。斉彬は非常に高く評価していたので、それはそうかもしれないけど、斉彬は途中で死んでしまったし、その後が大事なので。何かそこら辺違うかなという気がするのですが。

○教育長 「卒業生の皆さんも」というフレーズが伝えたいことですよ。 「強い意志」とか「諦めず」「粘り強く」「道を切り拓く」というのが、前にうまく出てくるようにしてくれますか。

○指導室長 多分、これは文頭に、西郷隆盛がほかの藩の有力者と勉強したりとか、自分自身でも学んでいって新しいことをやったということを、当時の藩主であった島津斉彬も評価していましたぐらいにすると、どっちが主かが逆になると思います。西郷を頭の方に持って行って、そこを少し強調した文に、今日の午後夕方までに何とか直します

○教育長 修正版をお送りしますので、意見をいただければと思います。

○小島委員 最後に「卒業生何名の皆さんの」と書いてあるのだけど、今までは「何名の卒業生の皆さん」でした。その方が言いやすいですよ。

○指導室長 ではそこもあわせて修正させていただきます。

○小島委員 中学校の方ですけど、「さて、国立研究開発法人理化学研究所（理研）」これは、どう読むのですか。括弧とは言わない。

○教育長 「（理研）」は要らないでしょう。

○指導室長 なくて大丈夫です。

○小島委員 いわゆる理研という。むしろ国立研究開発法人云々と入れたのは、渋沢栄一がこれをつくったって堂々と言いたかったためですか。

○指導室長 正式名を入れた方がいいと思ったからです。

○山内委員 「国立研究開発法人」なんていう、表現はなくてもいいのではないですか。渋沢栄一がつくったときは、財界の人たちからお金を集め、さらにそれに賛同して皇室からもお金を受け、ある意味で公の目的の研究所なのですが、国からは独立して私的な機関としてつくったのです。それでさらに戦前は、その中で開発した成果を生かしているような企業もつくって行って、それが例えばいろんな食品の理研だったり、リコーになったりというような形で、理研のコンツェルンが戦後解体されていった。戦後だからそれを維持するのに理研は苦勞する中で、国の中に逆に取り込まれてしまったという形なのです。だからもし渋沢のことを強調するのだったら、わざわざ「国立研究開発法人」なんて言わないぐらいの方がいい程です。

○指導室長 理化学研究所だけの方がシンプルですね。

○教育長 これは私があえて入れさせたのですが、正式名称にした方がいいということです。

○山内委員 ここは、渋沢の気概とかをどう伝えるかというところが一番の目的なのだろうと思ったので、私はそういうことを話したのですけれども。

○教育長 「理研」の方が皆さんなじんでいるとすればちょっと工夫してください。

○小島委員 それからその4行目ぐらいあとに渋沢栄一は「設立当時から、科学技術の重要性を認識していたと考えられます」という表現は、「認識していました」と言わないとおかしいのではないですか。

○指導室長 言い切りで訂正します。

○小島委員 今までの卒業式の祝辞にとって、こういう人物との取り上げ方は初めてですよ。だからそれはもう本当に立派だなと感じます。経済だの何だのというのは書きにくかったと思います。

○教育長 「お祝いの言葉」の長さですが、例年、大体このくらいですか。

○指導室長 そうですね。ほぼ同じぐらいの量でつくらせていただいております。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○小島委員 経済の人たちは「道徳」という言葉を使うのかしら。ここに「道徳」と出ているのだけど、「根底には社会の信用を得ていく『道徳』が必要であることでした」。商売はどうだったかな、「道徳」って、商いもやっぱり「道徳」でいいのかな。信用とか、大阪の商いは何だったかな。大阪のあきんどは何が一番大事だと考えたのか。やっぱり信用かな。

○山内委員 確かに道徳というのは、人によって受けとめ方が狭くなったり、広くなったり、偏ったりするので、それよりは今回渋沢を取り上げた趣旨とか、あとここにも関東大震災のことも書かれていますけど、非常に公共への協力というもの、公共への、公への貢献というのを考えた人だったと思います。だから少しそれが伝わるような言葉をお使いになった方が、もっとはっきり分かっていいのではないかとは思いますが。

○指導室長 「道徳」という言葉を使わずに改善させていただきます。

○教育長 小学校ではないけど、後ろから二つ目のパラグラフのところにつながられますか。小学校と同様につながるようお願いします。

○田谷委員 小と中の方が本文に入るときに「一言お祝いの」と入っているのは、これ「一言」っていつも気になるのですが、「一言」は除いてしまってもいいと思うのですよね。

○指導室長 単純に「お祝いの言葉を」と。それと時間の関係なのではないかと思うのですが、てっきり東京オリンピックの内容が出るかなと思っていましたが。

○教育長 今後使う可能性はあると思います。

○小島委員 来年あるいは再来年の題材に使えますね。

○教育長 今日中に何かあれば言っていただければと思いますし、今ご指摘いただいた点は修正していきます。

○指導室長 今日の夕方にお送りしましたら、何かご意見がございましたらそれに返信をいただければ明日の午前中には修正します。

○教育長 それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

- 5 後援名義等の1月使用承認について
- 6 生涯学習推進課の1月事業実績について
- 7 生涯学習推進課の1月の各事業別利用状況について
- 8 図書館・郷土資料館の1月行事実績について
- 9 図書館の1月利用実績について

○教育長 次に「後援名義等の1月使用承認について」「生涯学習推進課の1月事業実績について」「生涯学習推進課の1月の各事業別利用状況について」「図書館・郷土資料館の1月行事実績について」「図書館の1月利用実績について」、この5件の定例報告については配布資料のとおりです。各案件についてご質問ございますでしょうか。

よろしいですか。それでは、これらの報告事項は以上とさせていただきます。

本日予定している案件は全て終了しましたが、委員または説明員の方からそのほかありますでしょうか。

○図書館・文化財課長 1枚、今配布をさせていただきますけれども、今年の11月1日には歴史館がオープンしますけれども、4月1日からは郷土資料館と複合施設として開設をしていく建物でございます。

施設全体の愛称を募集しまして、愛称の方は決定させていただくということで、今ご説明させていただきますと思います。

建物の愛称につきましては「ゆかしの杜」でございます。

応募と募集等応募条件等については記載のとおりでございますが、13人の方から25件をいただいております。応募された25件の愛称につきましては候補を五つにまず絞らせていただきまして、学識経験者で組織されました「港区旧国立医療科学院保存活用検討委員会」と「港区立新郷土資料館開設準備委員会」に意見を伺っております。

そちらのご意見の中では「ゆかしの杜」が選定をされておまして、こちらの建物については複合施設で同居する関係課が5課ございますので、教育委員会の事務局の次長及び所管課長の5名による検討会において「ゆかしの杜」とすることが確認されてございます。

4番としましては作者の意図する愛称の意味や理由ということで記載のとおりでございますが、「ゆかしい」というものについての説明を三つに分けてお伝えさせていただいております。色々な施設が同居するということに「杜」という言葉を添えて「ゆかしの杜」としましたということで、こういったことで決めていきたいと、これに確定させていただきたいと考えてございます。以上です。

○教育長 何かありますか。よろしいですか。

「閉会」

○教育長 それでは、なければこれをもちまして閉会といたします。

次回は臨時会を2月27日午前10時から開催の予定です。よろしくお願ひします。
お疲れさまでした。

(午前12時55分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 小島 洋祐